

JIS

繊維製品の抗ウイルス性試験方法

JIS L 1922 : 2016

(JTETC/JSA)

平成 28 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	都 築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.12.20

官 報 公 示：平成 28.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 原理	3
5 対象ウイルス及び宿主細胞	3
6 安全上の警告	3
7 装置	4
8 使用器具の滅菌	6
9 試薬及び培地	6
10 試験準備	10
10.1 凍結保存された宿主細胞の復元	10
10.2 宿主細胞の継代培養	10
10.3 ウイルス感染価測定用細胞培養	10
10.4 試験ウイルス懸濁液の調製	11
10.5 試験試料の準備	13
10.6 対照試験	14
11 試験手順	14
11.1 試験片の準備	14
11.2 試験片への試験ウイルス懸濁液の接種	15
11.3 作用時間	15
11.4 接種直後のウイルスの洗い出し	15
11.5 作用後のウイルスの洗い出し	15
12 ウイルス洗い出し液の希釈系列の作製	15
13 抗ウイルス感染価の測定	16
13.1 プラーク測定法	16
13.2 TCID ₅₀ 測定法	16
14 抗ウイルス感染価の計算	16
14.1 プラーク測定法	16
14.2 TCID ₅₀ 測定法	16
14.3 試験結果	18
15 試験報告書	18
附属書 A (規定) 試験対象ウイルス株及び宿主細胞	20
附属書 B (規定) プラーク測定法	21
附属書 C (規定) TCID ₅₀ 測定法	23

	ページ
附属書 D (規定) 培地の組成	24
附属書 E (参考) ポリオウイルス	26
附属書 F (参考) 発育鶏卵を使用したウイルス感染価測定方法	27
附属書 G (参考) 抗ウイルス効果	31
附属書 H (参考) ラウンドロビン試験結果 (1)	32
附属書 I (参考) ラウンドロビン試験結果 (2)	34
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

繊維製品の抗ウイルス性試験方法

Textiles—Determination of antiviral activity of textile products

序文

この規格は、2014年に第1版として発行されたISO 18184を基とし、我が国の実態に対応するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

抗ウイルス製品は、繊維技術及びバイオ技術の両分野の技術が統合された製品として上市されているが、その試験方法は統一されていない。

抗ウイルス繊維製品は、製品上に付着した感染性のあるウイルスの数を減少させる性能をもつ製品である。この規格は、そのウイルスの活性抑制効果を定量的に測定する試験方法を規定する。

感染能力のあるウイルス数(感染価)を定量化する方法には、プラーク測定法及びTCID₅₀測定法がある。いずれの方法を使用するかはそれぞれの試験機関の経験及び利便性によって選択可能である。附属書Eにポリオウイルスを、附属書Fに従来から使用されてきた発育鶏卵法によるウイルス感染価測定方法を、附属書Gに抗ウイルス効果を参考として記載した。また、附属書H及び附属書Iにラウンドロビン試験結果を参考として記載した。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、繊維製品の抗ウイルス性試験について規定する。この規格で対象とする繊維製品は織物、編物、不織布、綿、糸、ひもなどとする。この規格は、次のウイルスを対象とする(附属書A参照)。

- インフルエンザウイルス エンベロープをもつウイルスの一種であり、呼吸器感染症を引き起こすヒト感染性ウイルス
- ネコカリシウイルス エンベロープをもたないウイルスの一種であり、重要な腸内病原体であるノロウイルスの代替ウイルス

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 18184:2014, Textiles—Determination of antiviral activity of textile products (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 3600 バイオテクノロジー用語